

世田谷区お出かけ情報サイト開発業務に伴う保守運用業務委託 仕様書

1. 業務の目的

新規構築した世田谷区お出かけ情報サイト(以下、「新ホームページ」という)の保守運用業務を行い、安定した情報発信を継続する。

2. 業務の概要

(1) 件名

世田谷区お出かけ情報サイト開発業務に伴う保守運用業務委託

(2) 契約期間

ホームページ公開日から令和8年3月31日まで

3. 委託業務内容

リニューアルした新ホームページの運用・保守業務を行うこと。

(1) 運用・保守業務

新ホームページの運用開始から運用・保守を行うこと。

なお、令和8年4月1日以降の運用・保守業務については、本事業が問題なく完了したと判断した後、本事業受託者との契約見込み予定とする。ただし、当該業務について令和8年度の予算配当があることを契約締結の条件とする。

ア 運用内容について

- ・各コンテンツのデザイン提案・更新・修正
- ・テンプレートの作成・追加
- ・サイトの保守、バックアップ
- ・運用保守責任者を設定し、サイトの滞りないスムーズな運用に寄与すること
- ・運用保守の課題等について、公社の求めに応じて打ち合わせを開催すること。

イ 保守内容について

(ア) 障害対応

※障害対応とは、故障・仕様に関する挙動を起こす等の障害(バグ)に対応することを指す

- ・障害の切り分け、障害状況の収集・分析及び報告
- ・サービスが停止している場合の復旧作業
- ・必要に応じたサイトの再構築・調整作業

(イ) ソフトウェア保守

- ・ソフトウェア等のアップグレード

- ・セキュリティ対策
- ・障害が起きた際の復旧作業
- ・当社の要請に応じ、操作・機能の説明
- ・その他、正常稼働のための必要な作業

(ウ)サーバ保守

- ・サーバの監視と障害時の復旧作業
- ・セキュリティおよび脆弱性への対策
- ・その他、正常稼働のための必要な作業

(エ)仕様変更への対応

- ・ページの追加・修正、機能の追加・改善等を公社が要望する場合、運用可否など速やかに内容を協議のうえ対応すること。
- ・操作マニュアル等に変更が生じた場合は、速やかに改訂作業を行い、公社に提出すること。

(オ)動作検証

特定のOSやブラウザの固有機能に依存しないように留意し、下記ブラウザで適切に動作、表示されるように、契約期間中に新バージョンがリリースされた場合は、対応を行うこと。また、スマートフォン・タブレット端末においても動作検証すること。

- ・Chrome 最新版
- ・Microsoft Edge
- ・Safari 最新版
- ・Firefox 最新版
- ・Internet Explorer 最新版

(カ)保守体制の確保

- ・常時運用を円滑に行なうための保守(点検及び障害復旧等を含む。)体制を確保すること。
- ・操作等に関する相談・支援については、乙の営業日(原則、月曜日から金曜日 祝日を除く)午前10時から午後5時まで、電話及び電子メール等で行える体制をとること。なお、回答については、できる限り迅速に行うこと。
- ・不具合、障害発生時の対応は、上記時間外であっても行うこと。

(キ)SEO 対策

サイト構造の最適化(URLの最適化、内部リンクの適切化)対策を講じること。

4. サーバ管理

サーバ管理費、ホスティング費など必要な費用を明確にすること。

5. セキュリティ

- (1) コンピュータおよびサーバについては、十分なウイルス感染防止策を講ずること。
- (2) ウィルス、スパムメール等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 不正アクセスやデータの改ざんを防止・検知するための対策を講ずること。
- (4) 既知のセキュリティホールやバグ等については全て対策を講じ、新たに検知された脅威については速やかに公社へ通知される仕組みを構築すること。
- (5) 情報漏洩対策を十分にとること。
- (6) 公開前に十分なセキュリティテストを実施すること。
- (7) CMS は定期的にセキュリティアップデートが行われるものであること。なお、アップデート作業は受託者が行う。契約期間内のセキュリティ対策費に関しては、費用に含むこと。

6. 個人情報保護

- (1) 個人情報の収集、および個人情報を扱うコンテンツの制作を行う場合は、個人情報の漏えい改ざんなどの防止について明確な対策を実施すること。
- (2) プライバシーマーク、ISMS のいずれかを取得していることが望ましい。
- (3) 個人情報等の機密情報を送信する必要のあるページについては、SSL により暗号化処理を行うこと。(SSL の更新については、本契約費用の範囲内で受託者が行うものとする。)
- (4) 「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」(別紙)を遵守すること。

7. 納品物・納期

(1) 納品物

以下のものを提出・納品すること。なお、様式については事前に公社の承認を得ること。

・運用保守業務報告書 納期:運用開始後 毎月

(2) 納品場所

公益財団法人 世田谷区産業振興公社(世田谷区太子堂2-16-7 4階)

8. 使用機器

委託事業者は、当該業務を実施するために公社に設置されている機器を使用する場合は、公社の担当者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって使用することとする。

9. 運搬責任

委託業務にかかわる物品、資料および納入すべき物品等の運搬が必要な場合は、委託事業者の責任で行うものとする。

10. 契約不適合

- (1) 保守対応作業あるいは運用作業の完了後一年以内の間に、受託者の行った作業に瑕疵が発

見された場合は、受託者はその修補の義務を負うものとする。

- (2) (1)の瑕疵の原因につき、公社の善管注意義務違反を伴う帰責事由によるものであることが判明した場合、公社は、受託者の保守対応の範疇を超えた部分の対応費用について支出することができるものとする。
- (3) (1)に基づく修補を実施したにもかかわらず瑕疵が解消されなかった場合、受託者は当該瑕疵によるシステム運用への影響を最小限に抑えるためのシステム改修案を提示し、公社の承認を得たうえで、無償でシステム改修を実施するものとする。

11. 損害補償

受託者は、「10. 瑕疵」の事由により第三者に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、賠償責任を負うものとする。但し、その金額は、個別契約に定めた代金を限度とし、公社と協議の上決定するものとする。

12. 支払方法

検査合格後、請求に基づき支払う。(1回)

13. その他

委託作業期間中に受託者の業務履行状況を確認する目的で、受託者(再委託先を含む)の作業場所に立ち入り検査を実施する場合は協力すること。

14. その他留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、公社と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者側の提案による修正もあり得る。
- (2) 公社は、業務実施中に随時報告を求められることができることとする。作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。
- (3) 提案内容は、専門知識を有していない者でも理解できる分かりやすい内容とすること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、またはこの仕様書について疑義が生じた事項については、公社と受託者とが協議して定めるものとする。

個人情報を取り扱う業務委託契約の
特記事項

(秘密保持義務)

- 1 受注者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

- 2 受注者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を公社に通知し、公社の承諾を得なければならない。また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 3 受注者は、個人情報を公社の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(返還)

- 4 受注者は、契約を終了したとき、又は公社が個人情報の提出を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに公社に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

- 5 受注者は、個人情報の全部又は一部を公社の許可なく複写し、又は複製してはならない。公社の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を焼却又は裁断等により、利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

- 6 受注者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立入検査及び調査)

- 7 公社は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査をし、受注者に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。

(事故の報告)

- 8 受注者は、事故が生じたときには直ちに公社に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により公社に報告し、公社の指示に従わなければならない。